

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、さぬき市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）船井地区）を行うことについて平成24年1月13日同意した。

平成24年2月7日

香川県知事 浜田 恵造